

美瑛町二地域居住体験住宅の申し込みについて

【令和8年度 申込概要】

この度は、北海道美瑛町「幸町テレワーク住宅」へのご利用をご検討いただきありがとうございます。申請いただく際は当該住宅が町の財産であることを十分にご理解くださいますようお願い申し上げます。

1 幸町テレワーク住宅とは

美瑛町でのテレワーク推進事業の拠点とする、2階建て（1号室）及び平屋（2号室）の職住一体型の戸建て住宅です。当該住宅でのテレワークを実践しながら町内の生活環境を体験いただくことができます。

2 住宅概要

【幸町住宅1】

住 所	美瑛町幸町3丁目1番34号（JR美瑛駅より約1.2km）
構 造	木造2階建て
延床面積	123.93㎡（5LDK）
使用料等	住宅使用料 61,000円/月額
	清掃費 12,300円/回
	洗濯費 4,000円/人
	光熱水費 4～9月 18,000円/月額
	10月～3月 33,000円/月額

【幸町住宅2】

住 所	美瑛町幸町3丁目1番31号（JR美瑛駅より約1.2km）
構 造	木造平屋建て
延床面積	119.21㎡（3LDK）
付属施設	車庫
使用料等	住宅使用料 60,000円/月額
	清掃費 12,300円/回
	洗濯費 4,000円/人
	光熱水費 4～9月 19,000円/月額
	10月～3月 33,000円/月額

3 募集について

【利用期間】 令和8年4月1日～令和9年3月31日（1か月単位・最長2か月）

- ・使用期間は、毎月1日から末日までの1ヶ月単位とし、使用期間に1ヶ月未満の端数があるときは1ヶ月とします。
- ・入居及び退去日については、原則平日のみの対応となります。利用料の日割り計算等は出来かねますのでご了承ください。
- ・年末年始の入退去については、12月25日（金）～1月7日（木）までは対応いたしかねます。この期間については、利用料を日割りにより計算いたします。

【募集期間】 随時

【申込方法】 「美瑛町二地域居住体験住宅幸町体験住宅使用許可申請書」に必要事項をご記入し、下記書類を添付の上、メールもしくは郵送にて、住民生活課移住定住推進室へご提出ください。

添付書類

- ・企業（個人事業主）の事業概要が分かるもの（企業のパンフレットやHP等）
- ・美瑛町で行う事業計画書（任意様式）

【共通事項】

- 施設備品 石油ストーブ、ガスコンロ（幸町1）、IHヒーター（幸町2）、テレビ、冷蔵庫、洗濯機
オープンレンジ、炊飯器、ケトル、寝具一式（ベッド・マット有）、食器一式（皿、茶碗、箸、スプーン、フォーク）調理器具（フライパン、鍋、まな板、フライ返し、おたま）ドライヤー、インターネット回線（WIFI 有り）
- 冷房 幸町1・リビングのみ／幸町2・各部屋
- 使用条件 A まちづくり提案等のヒアリング実施への協力
B 使用期間中、SNSによる美瑛町の情報発信
C 関係人口の構築に向けた企画提案
- 使用料の納付 使用者は入居時に月額使用料及び補償金を納めてください。納付と引き換えに鍵をお渡しします。
※職員は金銭をお預かりできません。金融機関にてお支払い願います。
※入居当日にお支払いいただく月額使用料は、当月分のみとなります。二か月目の使用料については、後日改めて請求いたします。
- 費用の負担 下記の費用については使用者各自で負担してください。
A ごみ等の処理に要する費用（入居時にご説明いたします）
B その他生活用品については各自でご用意願います。
（食器洗剤、清掃洗剤、洗濯洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、食品・調味料等）
C 冬期に長期間不在にする場合の水落費用
- 禁止事項
 - ・ペットの飼育
 - ・住宅備品の持ち出し
 - ・住宅の改造
 - ・住宅内での喫煙
 - ・許可書に記載されている使用者以外の使用
 - ・その他指定すること
- 注意事項
 - ・食品や消耗品、その他必要な用品については各自でご用意ください。
 - ・体験住宅を退居するときは美瑛町住民生活課移住定住推進室に報告し、その点検を受けなければなりません。
 - ・建物を破損してしまった場合や備品等の修理代は使用者で負担いただきます。
 - ・火災保険については美瑛町で加入していますが、調理中の油や暖房器具の使用などには十分注意をしてください。
 - ・原則、利用のキャンセルは受け付けておりません。やむを得ない理由がある場合は、住民生活課移住定住推進室へご相談ください。

4 使用許可の取消し等

使用者が次の場合に該当するときは、使用許可を取り消し、使用を中止していただく場合があります。

- ① 使用者が使用許可の条件に反したとき
- ② 使用者が偽り、その他不正な行為により許可を受けたとき
- ③ 使用者が秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき
- ④ 災害その他の事故により使用できなくなったとき
- ⑤ 公益上やむを得ない事由が生じたとき
- ⑥ その他体験住宅の管理運営上支障があるとき

5 サテライトオフィス

施設名：丘のまち交流館ビ・エール（本町1丁目）

利用時間：午前10時～午後7時（休館日：月曜日※月曜が祝日の場合は翌日が休館日）

設備：2階カウンターのモニター（3台：譲り合いながらご利用ください）

～問合わせ先～

美瑛町住民生活課移住定住推進室

〒071-0292 北海道上川郡美瑛町本町4-6-1

TEL (0166)74-6171 FAX(0166)92-1115

E-mail: iju-teiju@town.biei.hokkaido.jp